

総論

平成23年3月11日、最大震度7の東北地方太平洋沖地震が発生しました。この地震に続いて太平洋岸を中心に広範囲に津波が到達し、特に東北地方及び関東地方の太平洋岸は巨大津波によって甚大な被害を受けました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所において事故が起こり、放射性物質が放出されるという事態が発生しました。東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、23年4月1日の閣議了解により「東日本大震災」と呼称することとされました。

東日本大震災から11年が経過しました。文部科学省は、被災地や被災者に寄り添いながら、復興・創生を目指して、学校施設の復旧や就学支援、児童生徒の心のケア、復興を支える人材の育成や大学・研究所等を活用した地域の再生、原子力損害賠償の円滑化などに取り組んでいます。

第1節

文教施設等の復旧と子供たちの学びの確保

1 文教施設等の復旧

東日本大震災（最大震度7）での文部科学省関係（幼児・児童・生徒・学生・教職員など）の人的被害は死者659名、行方不明者74名、負傷者262名となっています（[図表2-2-1](#)）。また、学校施設や社会教育施設、文化財などの物的被害は全国で1万2,000件以上発生しました（[図表2-2-2](#)）。

図表2-2-1 東日本大震災における文部科学省関係の人的被害（平成24年9月14日現在）

	国立学校	公立学校	私立学校	社会教育・ 体育・文化等	独立行政法人	計
死亡	10	507	138	4		659
負傷	10	115	125	11	1	262
合計	20	622	263	15	1	921

図表2-2-2 東日本大震災における文部科学省関係の物的被害（平成24年9月14日現在）

国立学校施設	公立学校施設	私立学校施設	社会教育・ 体育・文化施設等	文化財等	研究施設等	計
76校	6,484校	1,428校	3,397施設	744件	21施設	12,150

また、東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故により、福島県の公立学校のうち、高等学校5校が休校となっているほか、他校・他施設を使用して授業を行っている学校

が14校、仮設校舎を使用している学校が4校存在しています（令和4年3月時点）。

文部科学省は、東日本大震災によって被害を受けた文教施設等が早期に復旧し、できる限り速やかに教育活動等を再開することができるよう、必要な予算の確保に努めています。

災害復旧事業を活用する国立学校（25法人）、公立学校（2,328校）、私立学校（790校）については、福島県の避難指示区域に所在している学校は除き、おおむね復旧を完了しています（令和3年度末時点）。災害復旧事業を活用する社会教育施設・社会体育施設・文化施設については、避難指示区域に所在しており被害状況を確認できない施設を除いた1,265施設のうち9割強が、文化財等については修復に当たって国庫補助を必要とする被災文化財等の92件が、復旧を完了しています。

また、被災地における埋蔵文化財については、復興事業の工期への影響を回避するため原子力災害被災地域を対象に福島県が実施する連絡会議で文化庁から助言を行いました。



津波により被害を受けた校舎



改築が完了した校舎

2 学校等における線量の低減等

文部科学省は、東京電力福島第一原子力発電所において原子力事故が発生して以降、子供たちの安全・安心を確保するため、通知・事務連絡を発出して学校における対応方針を示すとともに、財政的支援や専門家の派遣などによって学校における除染を推進してきました。また、政府としては、引き続き、子供の生活環境（学校、公園等）を含めた地域全体における除染を進めています。

3 就学のための経済的支援

（1）児童生徒等に対する支援

東日本大震災により経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができる環境を確保するため、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」により、小中学生に対する学用品費・学校給食費等の援助、特別支援学校等への就学奨励、高校生に対する奨学金貸与、私立学校及び専修学校・各種学校に対する授業料等減免に必要な費用を支援しています。

（2）学生等に対する支援

東日本大震災により被災した世帯の学生等に対しては、全国の多くの大学等で、授業料減免、奨学金の支給、宿舎支援などが実施されています。文部科学省は、被災した世帯の学生等に対し、令和3年度においても、高等教育段階において被災した世帯の学生等が経済的理由により修学等を断念することがないように、授業料等減免措置とともに、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を行っています。

4 学習支援・心のケア

(1) スクールカウンセラーの派遣等

文部科学省は、被災した子供たちの心のケア等への対応のため、被災した地方公共団体等が学校などにスクールカウンセラー等を派遣するために必要な経費について支援しています。令和3年度においても、被災地の要望を踏まえ、スクールカウンセラー等の派遣を支援することとしています。

(2) 公立学校における教職員体制の整備

東日本大震災により被災した児童生徒に対するきめ細かな学習支援や心のケアを行うため、公立学校における教職員体制の整備を図る特別な教職員定数の加配措置を行っており^{*1}、文部科学省は、平成23年度以降、毎年度、被災自治体からの申請を受け、必要な加配措置を実施してきました。

「復興・創生期間」(平成23年～令和2年)の終了した現在においても、震災により家族や住居を失ったこと等のため、学習支援や心のケアを必要とする子供が引き続き一定数就学している学校があり、また、原子力災害による避難指示が解除となった地域において学校が再開され、教育環境の整備が進められています。このようなことを踏まえ、「復興・創生期間」後においても引き続き必要な支援を行うこととしており、令和4年度もこの加配措置を行うことで、必要な教育環境の整備を支援しています。

(3) アスリートや芸術家によるスポーツ・文化芸術活動

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした日本全国におけるオリンピック・パラリンピック教育の一貫として、被災地の学校へのアスリート派遣を行いました。また、子供たちが健やかに過ごし、安心できる環境の醸成を図るため、「文化芸術による子供育成総合事業(芸術家の派遣事業)」の一環として、被災地へ芸術家などを派遣しています。令和3年度は、音楽・演劇・落語・伝統芸能・美術などの文化芸術活動を行う芸術家などを240の小・中学校などに派遣し、講話・実技披露・実技指導を実施しました。

(4) 国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプ等の実施

国立青少年教育振興機構は、平成23年の夏、被災地の子供たちなどを対象に、子供たちの心身の健全育成及びリフレッシュを図るため、外遊び、スポーツ及び自然体験活動などができる機会として、国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプを実施しました。

その後、「リフレッシュキャンプ」の成果を踏まえ、民間企業からの協賛金などを得ながら、岩手県・宮城県の沿岸地域及び福島県全域の小・中学生、家族を対象として、岩手山、磐梯、花山、那須甲子の東北4教育施設で「東日本大震災対応事業」として継続実施しています。令和3年度は、磐梯において、7回434人、平成23年7月から令和3年度までに356回実施し、延べ3万1,722人が参加しました。今後も継続して取組を実施する予定です。

(5) 学びの場を通じたコミュニティ再生

文部科学省は、いまだ学習環境が好転していない地域において、復興に向けた子供たちの学習支援等を行う「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を実施していま

^{*1} 平成23年4月に成立した「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の附則においても、平成23年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置について規定されています。

す。

具体的には、放課後における学習支援や居場所づくり、家庭教育支援、地域による学校支援活動など、被災地における子供たちの学習環境づくりに地域住民等に参画いただくことを通じて、希薄化・分断化されてしまった地域コミュニティの再構築を目的とした様々な取組を行っています。

5 震災後の社会を生き抜く力の養成

(1) 防災教育の充実

東日本大震災においては、児童生徒等及び教職員の死者・行方不明者が700人を超えるなど甚大な被害が発生しました。東日本大震災以降も連続した大規模な地震の発生、台風や記録的な大雨に伴う大規模水害など多くの自然災害が発生しています。

文部科学省は、各学校が地震・津波や自然災害等から児童生徒等を守るための防災マニュアルを作成する際の参考となる「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」（平成24年3月作成）及び「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月作成）や学習指導要領の改訂を踏まえ、各学校において地域の実情に応じた防災教育をはじめとする安全教育を行う際の参考となるよう、学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を改訂（平成31年3月作成）し、学校防災の充実を図っています。

令和3年度に、「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）を作成し、「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」について、より実効性のあるマニュアルとなるよう各学校及び学校設置者等に改善を促しています。また、令和4年3月25日に「第3次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定され、今後発生が懸念される大規模災害に備えた実践的な防災教育を全国的に進めていき、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育・訓練を実施していくこととしています。

さらに、東日本大震災の教訓を伝えるため、当時小・中学生及び高校生であった方々が、被災した経験を語る動画教材を作成しています。

(2) 学校での放射線に関する教育

学校教育において、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を理解し、科学的に考え行動できるようにすることは重要です。従来、学習指導要領では、社会科や理科等において、放射線に関する内容を扱うこととしていましたが、令和2年度から順次実施されている新学習指導要領では、例えば、中学校理科の第二学年においても放射線に関する内容を追加するなど、内容を充実しています。また、「災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくこと」を小・中・高等学校総則に規定し、放射線の科学的な理解をもとに科学的に思考し、情報を正しく理解する力を育成することとしています。

文部科学省は、学校における放射線に関する教育の支援として、教職員向けの放射線に関する研修や児童生徒向けの放射線出前授業を実施しています。また、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、放射線副読本を作成し、全国の小・中・高等学校等に配布するとともに、文部科学省ウェブサイトにおいても掲載しています*2。同副読本では、関連する動画等の閲覧を可能とするQRコード等を掲載し、放射線に関する科学的な知識や原発事故の状況、復興に向けた取組について理解を深めるとともに、避難児童生徒へのいじめや差別等を解消することができるよう内容を充実させています。

*2 http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/detail/1409740.htm

東日本大震災からの復興・創生のためには、教育・学びを通して、復興や持続可能な地域づくりに貢献する人材を育成することが鍵となります。こうした認識の下、東北各地では、東日本大震災を機に、従来の目的や手法にとらわれることなく未来志向の教育実践が進められています。

1 福島県双葉郡教育復興ビジョン

東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故によって避難を余儀なくされた福島県双葉郡8町村では、住民の離散により子供たちが減少しています。

そのような中、葛尾村、浪江町、富岡町の3町村では、川内村、広野町、楡葉町に続き、平成30年4月に当該町村内での学校再開を果たすとともに、大熊町では、令和5年度に当該町内での学校再開を予定しています。しかしながら、双葉町では当該町内での学校再開の時期が未定となっています。

また、当該町村内での学校再開を果たした6町村においても避難先の間借りした校舎での学習を継続しているところもあるなど、様々な困難を抱えながら教育活動を行っています。

そのため、双葉郡8町村は、長期的な復興に向けて今こそ10年先、20年先を見据えて双葉郡の教育を立て直し、これまでの価値観にとられない思い切った取組を進めていくことが必要であると考え、平成25年7月31日に「双葉郡教育復興ビジョン」を取りまとめました。また、平成26年度から双葉郡独自の魅力的な教育として、地域の「ひと」「もの」「こと」を題材にして8町村でともに取り組む探究的な学習「ふるさと創造学」を双葉郡の小中高校で行っており、その学びの成果を共有するために「ふるさと創造学サミット」を毎年開催しています。



ふるさと創造学サミット（令和3年12月）の会場において、発表し学びあった子供たちの様子

その他にも、地域の垣根を越えた仲間づくりを狙いとし、双葉郡の子供たちの再会や交流の場を設定した「絆づくり交流会（小学生対象）」や「中高生交流会（中学生・高校生対象）」を開催し、「ふたば生徒会連合（中学生・高校生対象）」を発足させています。平成27年4

月に広野町に開校した福島県立ふたば未来学園高校においては、地域と連携した課題解決学習や、各界の第一人者が外部講師として教育に携わる優れた取組等により、将来のふるさとの復興を担う人材を育てています。原子力発電所事故に伴い双葉郡の外に避難した子供たちも双葉郡において高校生活を送ることができるように寮を整備しており、多くの生徒が寮で生活しながらここで高校生活を送っています。

さらに、平成31年4月には新校舎に移転するとともに、併設中学校が開校し、中高一貫校として更なる教育の充実を進めています。

文部科学省は、創造的復興教育を推進する観点からこれらの取組を技術的・財政的に支援しています。

2 創造的復興教育の更なる推進に向けて

「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）では、教育・学びこそが復興の鍵になるとの認識の下、東日本大震災を機に従来の目的や手法にとらわれることなく、災害からの復興等持続可能な地域づくりのための未来志向の教育実践が「創造的復興教育」として位置づけられています。

創造的復興教育には、次のような特徴が見られます。

①地域の課題を踏まえ、困難な状況を乗り越え持続可能な地域づくりに貢献する人材の育成を目指している。

地域全体の現実や課題を直視し、困難を乗り越えて地域の復興に取り組み、「持続可能な地域づくり」に貢献できるような人材育成を構想した事例が数多くあります。たとえ困難な状況に置かれても、状況を的確に捉えて自ら学び、考える資質・能力、人と支え合いながら、主体的に行動して困難を乗り越えていく資質・能力のように、学習指導要領の理念である「生きる力」をさらに推し進めた「生き抜く力」の育成を目指しています。

②学校外も含めた様々な機会での活動を通じた実践的な学び等、能動的・創造的な学びを重視している。

持続可能な地域づくりに貢献できる人材を育成するためのカリキュラムや指導方法が試行錯誤されています。そこでは、教室で一方向的に知識を学ぶだけではなく、学校外も含め、実践的な活動を通して学ぶことを重視しています。「教授中心」から「学習者中心」へ、「受動的で静的な教育」から「能動的で創造的な学習」への転換をもたらそうとしています。

③地域・NPO法人・大学等の多様な主体と協働し、充実した教育環境の構築を図っている。

②を実現するためには、子供たちが主体的に学べる環境整備が不可欠です。既に、地域・特定非営利法人（以下、「NPO法人」とする。）・大学等といった学外の多様な組織との協働が実現しています。イベント的な単発の講演等ではなく、それぞれの主体が学校教育と目的を共有し、パートナーとして協働しています。

④地域復興の歩みそのものが学びの対象となり、相乗効果で地域の復興をも後押しする取組である。

創造的復興教育では、地域社会そのものが教材です。子供たちは地域復興の歩みを学びの対象としてフィールドワーク（野外研究、実地調査）を繰り返し、自らの学びを深めています。こうした試みは、子供たちが学ぶだけでなく、地域復興そのものを後押しするという相乗効果を生んでいます。その副産物として、子供たちと地域の人々が共に学ぶ「学びのコミュニティ」が出現しています。

文部科学省は、こうした実践を「創造的復興教育」として促進するとともに、被災地だけでなく全国に共有するための情報発信等を実施しています。

3 福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトであり、平成29年5月に成立した「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成29年法律第32号）」（以下、「改正福島特措法」という。）において、位置づけられました。また、改正福島特措法に基づき福島県が策定した重点推進計画においても福島イノベーション・コースト構想が明確に位置づけられ、平成30年4月25日に内閣総理大臣の認定を受けました。また、本構想をさらに発展させるため、令和5年4月には「創造的復興の中核拠点」となる福島国際研究教育機構の新設も予定されています。

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた重点的取組の1つである教育・人材育成について、文部科学省では、平成30年度より、「福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業」、「福島イノベーション・コースト構想を支える人材育成基盤の構築～浜通り地域等における復興知の集積と進化～」を実施しています。また、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に関する研究開発等（後掲）についても引き続き取り組んでいます。

（1）福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業

福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成のため、普通科高校に対しては、大学・企業等と連携した教育プログラム等の支援を、専門高校に対しては、企業・研究所等と連携した教育プログラム等の支援を、義務教育段階に対しては、人材の裾野を広げるための理数教育の推進に向けた取組への支援を実施しています。

（2）福島イノベーション・コースト構想を支える人材育成基盤の構築～浜通り地域等における復興知の集積と進化～

福島県の浜通り地域等において、福島イノベーション・コースト構想を実現させ、将来にわたって自立的・持続的な産業発展を成し遂げるためには、地域でイノベーションを生み出す高度な人材の長期的な教育・育成基盤を構築することが不可欠です。そのために、大学等と福島県、関係市町村、研究機関や企業、商工団体等が一体となった地域連携を推進させ、地域経済・地域社会を支える基盤である大学等の高等教育機関の教育研究を活用し、福島復興に資する知（復興知）の浜通り地域等への集積に向けた取組を支援しています。（令和3年度採択数：17大学等21プロジェクト）

4 復興を支える研究開発～東北メディカル・メガバンク計画～

東日本大震災で医療機関などが大きな被害を受けた東北地方は、被災者の命と健康が守られ、安心して暮らすことができる医療体制・健康管理の仕組みづくりが必要となっています。

文部科学省は、日本医療研究開発機構（AMED）を通じ、東北大学及び岩手医科大学を実施機関として、「東北メディカル・メガバンク計画」を実施しています。

本計画では、被災地域を対象とした健康調査を実施し、被災地域の方々の健康向上に貢献するとともに、収集した健康情報や生体試料を蓄積してバイオバンク^{*3}を構築します。さらに、このバイオバンクを活用して、病気の正確な診断や予防法の確立など、個人のゲノム^{*4}

*3 バイオバンク：協力者から収集した生体試料や健康情報、臨床情報等を体系的に保管し多様な研究に供するシステム。

*4 ゲノム：親から子へ伝えられる遺伝情報の全てのこと。生命の設計図とも呼ばれる。

情報等に応じた次世代医療の創成のための研究開発を行います。

平成25年度以降、本格的に健康調査を実施しており、目標としていた15万人を超える多くの人々の協力を得ながら、大規模なゲノムコホート研究^{*5}を推進しているほか、収集された生体試料を用いた解析を実施しています。令和3年度には、日本人約1万4,000人分の全ゲノム解析結果をもとに作成したデータベースや新型コロナウイルスに対してワクチン接種で産生された抗体について3,000人規模のデータを公開するなど、次世代医療研究の基盤となる成果を創出しています。

今後も、地元の地方公共団体や関係機関などとの緊密な連携の下、健康調査での調査結果の提供などを通じて、被災地住民の方々の健康向上に貢献することとしています。

第3節 原子力発電所事故への対応

1 環境回復や廃止措置などの原子力災害を踏まえた研究開発・人材育成の取組

(1) 環境回復に向けた取組

文部科学省は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により汚染された環境の除染などの環境回復に向けた研究開発を推進しています。

具体的には、日本原子力研究開発機構（JAEA）において、環境中の放射性セシウムの移動量の測定や将来予測などの環境動態研究を中心とした技術開発等を実施しています。

また、「福島県環境創造センター」において、福島県、日本原子力研究開発機構（JAEA）、国立環境研究所が連携・協力し、環境の回復・創造に取り組むための調査研究、情報発信、教育等を行う取組を推進しています。

今後も関係機関との連携の上、地域の方々の安全・安心につながる成果情報の発信などを含め、環境回復に向けた取組を実施することとしています。

(2) 廃止措置に関する研究開発

文部科学省は、「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」（平成26年6月公表）に基づき、国内外の英知を結集し、安全かつ着実に廃止措置等を実施するため、日本原子力研究開発機構（JAEA）の廃炉環境国際共同研究センター（CLADS）において、「国際共同研究棟」（福島県双葉郡富岡町）を活用しつつ、燃料デブリ^{*6}の取扱いや放射性廃棄物の処理・処分、事故進展シナリオ解明、遠隔技術を用いた放射線計測等の基礎・基盤的な研究を実施しています。

(3) 原子力災害を踏まえた原子力基礎基盤研究・人材育成の取組の推進

原子力の基盤と安全を支えるとともに、国際的な原子力安全等への貢献のためには、幅広い原子力人材を育成することが必要です。このため、文部科学省は、「国際原子力人材育成イニシアティブ事業」を実施し、教育システムの構築等の活動を通じて、原子力安全・危機管理に係る人材の育成を支援しています。さらに、中長期にわたる東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に係る新たな知見の創出、人材の育成・確保に向けた取組を推進するた

^{*5} ゲノムコホート研究：同意を得た住民から、生体試料、健康情報、診療情報等を経時的に収集し生体試料から得られるゲノム情報等と併せて解析することで、疾患や薬物動態等に関連する遺伝子要因、環境要因等を同定する研究。

^{*6} 燃料デブリ：溶融した原子炉燃料が、冷えて固まったもの。

め、平成27年度から「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」を実施し、廃炉環境国際共同研究センター（CLADS）を中核として原子力分野だけでなく様々な分野の優れた知見や経験を、組織の垣根を超えて緊密に融合・連携させることにより、中長期的な廃炉現場のニーズに対応する研究開発及び人材育成の取組を推進していきます。

2 原子力損害賠償への対応

東京電力福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故発生以降、多くの住民が、避難生活や生産及び営業を含めた事業活動の断念などを余儀なくされており、被害者が一日でも早く安心して安全な生活を取り戻せるよう、迅速・公平・適正な賠償が必要です。

文部科学省は、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づいて設置した原子力損害賠償紛争審査会において、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針を、地元の意見も踏まえつつ順次策定するとともに、必要に応じて見直しを行ってきました。また、「原子力損害賠償紛争解決センター」では、業務運用の改善や体制整備を図りつつ、和解仲介手続を実施しています。加えて、原子力損害の賠償が未請求の方々に対し、早期に賠償をご請求いただけるように、関係機関と連携しながら取組を進めています。

さらに、政府として、東京電力ホールディングスの迅速かつ適切な損害賠償の実施や、経営の合理化等に関する「第四次総合特別事業計画」を令和3年8月に認定（その後、数度の変更認定）し、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じて、東京電力ホールディングスによる円滑な賠償の支援を行っています。